

# 令和5年度 和泉市介護保険事業者 連絡協議会

公益社団法人大阪介護支援専門員協会  
研修センター 村山 尚紀

# 本日の内容

1. 令和6年度介護保険制度改正及び介護報酬改定について
2. 令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬における改定事項について（介護保険最新情報Vol.1174）
3. ケアプランデータ連携システムについて
4. 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示
5. 利用者への説明・同意等に係る見直し

# 5. 利用者への説明・同意等に係る見直し

## 4.(3)① 利用者への説明・同意等に係る見直し

### 概要

【全サービス★】

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】
  - ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
  - イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

# 電磁的方法について（厚生省告示第19号より）

- 事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。
  - イ 電磁的方法による交付は、指定居宅サービス基準第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。
  - ロ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
  - ハ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

# 電磁的方法について（厚生省告示第19号より）

- 二 その他、指定居宅サービス基準第217条第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、イからハまで準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ホ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

# 電磁的方法に関する考え方

- 事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。
- この内容は、従来から実施している、書面による交付や書面の説明、その上での同意や承諾、そして、締結等に関して、書面での署名及び記名・押印の取り扱いに加えて、電磁的方法によっても、実施することも可能になりました。と、いう意味です。
- したがって、交付や説明、同意、承諾、締結等のプロセスを、電磁的方法をとることで、省略できるとするものではありません。また、電磁的方法をとらないのであれば、従来と同じ、書面により実施することが必要です。

# 電磁的方法の注意事項

- 事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。
- 電磁的方法を採用する場合は、利用者や家族等に、事前にその方法をとることについて、説明を行う必要があります。
- また、具体的にどのような方法であるのか（例えば、文書の交付については、電子メールを活用し、PDFファイルを添付する等）を示し、その方法について、承諾を得ておく必要があります。
- 電磁的方法により、交付、説明、同意、承諾等を行う場合は、それぞれ、交付したこと、質問に対する応答を含む、説明を行ったこと、内容について同意が得られたこと、あるいは、承諾を得たこと等が、明らかになる内容が明示されていることが必要です（例えば、メールの場合は、本文にそれらが分かるように、記載されていること等）。



# 押印についての考え方

## ■押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）より

- 問1「契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。」
  - 答「私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。」
  - 「特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。」
- では、何をもって締結と行いますか？

# 押印についての考え方

## ■電磁的方法による締結は・・・

➤電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。と、あります。

## ■従来の通り、書面による方法は・・・

➤そもそも、書面について、押印を求めることを前提にするか否かは、法人（事業者）の判断であること前提としたうえで（ただし、相手に押印を求める場合は、当然、法人（事業者）も押印が必要です。）、次の方法で行うことが考えられます。

1. 本人による署名（と押印）
2. 本人が署名できない場合は、記名の上押印を署名の代わりとする
3. 代理人が署名（と押印）の上、代理人の署名（と押印）と続柄（関係性など）

# 押印についての考え方

- その他の書類についても、同様に考えることができます。
- 例えば重要事項説明書の説明を受けた旨、その内容に同意した旨に押印を求めるか署名のみにするか、計画書（居宅サービス計画書、訪問介護計画書等）の説明と同意に押印を求めるか署名のみにするか、などです。
- 交付については、利用者や事業者が受け取ったことを証するものを求めるか否かは、事業者内での判断になります。利用者に対しては、計画書の説明と同意に際して、交付したことがわかるような記載方法も工夫になります。一方、事業者に対しては事業者間でその方法を確認して下さい。

ありがとうございました。